

学校の運動部活動運営方針

秋田県立本荘高等学校

1 方針

(1) 活動時間について

- ①平日は、長くとも2時間30分程度とする。
- ②土曜・日曜（以下「週末」）及び祝日は、長くとも3時間30分程度とする。
- ③冬期間（降雪期）、平日における活動時間の短縮を心がける。

(2) 休養日（休止日）について

- ①平日は、週あたり1日以上休養日を設ける。
- ②週末は、月あたり2日以上休養日を設ける。
- ③定期考査1週間前から終了前日までは、原則、休止日とする。
- ④学校閉庁日は、原則、休止日とする。

2 留意事項

- (1) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- (2) 大会参加に関しては、生徒や保護者の過度な負担にならないように配慮する。
- (3) 夏期及び冬期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (4) 週末における練習試合等の活動時間については、この限りではないが、生徒や保護者の過度な負担とならないよう配慮する。
- (5) 文化部などについても、同じ扱いとする。

3 その他

- (1) 方針（1）の③について、降雪期は日照時間が短いことや生徒の登下校及び職員の通勤にかかる時間が増えることから、安全面等への配慮を兼ねるものであること。
- (2) 方針（2）の①について、生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、学習時間の確保等を目的とするものであることから、完全休養日とし、自主練習等についても行わないこと。
- (3) 休養日及び活動時間の基準の運用に当たっては、地域や学校の実態を踏まえ、月間、年間単位等での活動頻度・時間を設定することができる。
- (4) 顧問は年間活動計画及び月間活動計画を校長に提出し、承認を得てから保護者に配付すること。